

＜定款変更認可申請（届）に係る添付書類一覧＞

○・・・原則として提出が必要な書類 △・・・該当する書類がある場合に提出が必要なもの

	添付書類（※1）	変更事項		基本財産の変更（※2）			役員等定数変更 その他条文整理	備考		
		設置経営	受託経営 管理経営	追加	増改築	処分				
1	申請書	○	○	○	○	○	○	2部		
2	理事会議事録（写） 議案書・議案資料（写）（※3）	○	○	○	○	○	○	議案書は評議員会の招集に係る部分（議案の概要が分かるものを含む）のみで可		
3	評議員会議事録（写） 議案書・議案資料（写）（※3）	○	○	○	○	○	○	議案書は定款変更に係る部分のみで可		
4	財産目録	○	-	○	○	○	-			
5	変更後の定款	○	○	○	○	○	○	2部		
6	現行の定款	○	○	○	○	○	○			
7	収支予算書	○	○	(○)	(○)	-	-			
8	事業計画書	○	○	-	-	-	-			
9	受託事業の概要説明書	-	○	-	-	-	-			
10	受託契約書（写）	-	○	-	-	-	-	委託先を明記したもの		
11	関係条例（写）	-	△	-	-	-	-			
12	施設 建設 関係 書類	施設整備に係る予算書又は決算書	○	-	(○)	(○)	-	-	施設整備等に係る収支の内訳が分かる資料	
		補助金等の決定書（写）	△	-	(△)	(△)	-	-	施設整備補助金等がある場合	
		助成金決定書（写）	△	-	(△)	(△)	-	-	その他助成金がある場合	
		借入金関係書類	借入金決定書（写）又は受理証明書（写）等	△	-	(△)	(△)	-	-	借り入れを行う場合
			償還計画	△	-	(△)	(△)	-	-	各年度の償還金及び財源を明記 償還財源に寄付金を予定している場合
			償還金贈与計画書（写）	△	-	(△)	(△)	-	-	
			所得証明書	△	-	(△)	(△)	-	-	
			身分証明書	△	-	(△)	(△)	-	-	
			印鑑登録証明書	△	-	(△)	(△)	-	-	
			各種補助要綱	△	-	(△)	(△)	-	-	
		建築資金贈与契約書（写）	△	-	(△)	(△)	-	-		
		残高証明書（贈与者の資産残高等）	△	-	(△)	(△)	-	-	建築資金として贈与（寄付金）を受け る場合	
		工事関係契約書、見積書、領収書（写）	○	-	(○)	(○)	-	-	設計委託費、初度調弁費等も含む	
		不動産売買契約書（写）	△	-	(△)	(△)	-	-	不動産新規購入の場合。 借用の場合はそれを証する書類	
不動産登記簿謄本 （基本財産が減少する場合は、減少したことがわかるもの）	○	-	○	○	○	-	3ヶ月以内のもの			
建築確認書（写）	○	-	(○)	(○)	-	-	建築基準法上必要な場合			
土地の公図	○	-	(○)	-	-	-				
13	建物の図面（案内図、配置図、平面図）	○	△	(○)	(○)	-	-			
14	施設長就任承諾書、履歴書及び施設長の資格を有する書類	△	△	-	-	-	-	施設の人員基準等で施設長の配置が必須の場合		
15	廃止事業に係る財産の処分方法	-	-	-	-	△	-			
16	事業の廃止届（写）又は廃止認可（届）書（写）	-	-	-	-	△	-	事業廃止の事実が客観的に分かるもの		
17	基本財産処分承認書（写）	-	-	-	○	○	-	承認を受けて基本財産の処分を行う場合		
18	その他所轄庁が必要と認めた書類	△	△	△	△	△	△			

上記の提出書類のほか、必要に応じて社会福祉法第59条の規定により届出されている書類についても内容を確認します。

（※1）提出書類のうち(写)とあるものについては、原本証明が必要になります。また、上記は通常想定される場合の提出書類であり、変更の内容によっては追加書類の提出が必要な場合があります。

（※2）事業目的の追加を伴う基本財産の新築又は増改築を行う場合で、事業目的の追加に係る定款変更認可を受けているときは、(○)又は(△)の資料は既に確認済みのため、基本財産の追加に係る定款変更認可申請時には添付不要です。

ただし、既に定款に記載されている事業について2か所目以降の施設等を基本財産に追加する場合は全ての書類が必要です。

（※3）決議の省略の方法により行った場合は、議事録の他に提案書や同意書（理事会については監事からの異議がないことの確認書を含む）の写しの提出が必要です（全て原本証明が必要）。